



“危険ブロック塀等除却補助金のご案内”

地震発生時に伴う危険ブロック塀等の倒壊による人命被害を防ぐため、道路に面する危険ブロック塀等の除却に対し補助金を交付します。

除却費の2分の1に対し、最大5万円を補助します。

①対象となる人

- ア) 危険ブロック塀等の所有者若しくはその相続人
- イ) 上記の者から同意を得た人
- ウ) 市税を滞納していない人
- エ) 暴力団員でない人



安全に通行、通学ができるように

②対象となる危険ブロック塀等

次のいずれにも該当するもの

- ア) 個人が所有するもの
 - イ) 道路に沿って設置されているもの
 - ウ) 道路又は地表面から垂直距離が1.2mを超えるもの
 - エ) 国の点検表により点検した結果、危険性があるとみなされたもの
- ※詳しくは裏面をご覧ください。

③対象となる条件

次のすべてに当てはまるものが条件です。

- ア) 市内の工事業者が工事を行うもの
- イ) 完了実績報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- ウ) 工事着手前であるもの

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

※除却後、ブロック塀等の安全を確認できたものが対象となります。

④補助金の額

除却費の2分の1で、限度額は5万円です。



チェックを!

⑤補助金の制限

補助の回数は、一敷地につき1回限りです。

また、同一年度に補助を受ける人につき1回限りです。



問い合わせ・相談は

渋川市建築住宅課（第二庁舎2階）まで

☎0279-22-2072

裏面に続く

<表面>

⑥申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) 除却する塀の位置を示した敷地図
- ウ) 塀の現状が確認できる写真
- エ) 見積書の写し（※市内業者に限ります。）
- オ) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）
またはこれに代わるもの *注1
- カ) 同意書（様式第2号）
- キ) その他市長が必要と認める書類



*注1 渋川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。
本人確認のため、身分証の提示をお願いします。

市外にお住まいの人は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑦完了時の提出書類

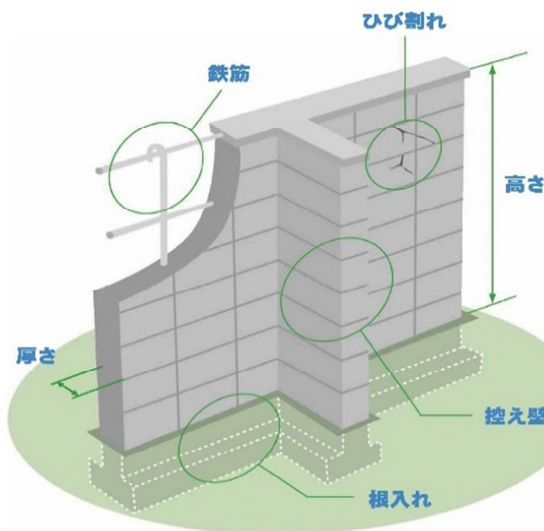
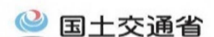
工事が完了したら、下記の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書
- イ) 補助金交付（変更）決定通知書のコピー
- ウ) 領収書のコピーまたは支払いが確認できる書類（振込用紙等）のコピー
- エ) 工事完了後の写真
- オ) その他市長が必要と認める書類

【国の点検表】

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれがぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

細積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。